

発議第1号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成28年3月11日提出

提出者 伊賀市議会議員

上田 宗久

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

田山 宏弥

森岡 昭二

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項第1号中カを削り、キをカとし、クからコまでをキからケまでとし、同項第4号中「23人」の次に「（議長を除く。）」を加え、同項第5号中「22人」の次に「（議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く。）」を加え、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 議員は前項第1号から第3号までに規定する常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする。

第19条第1項を次のように改める。

第19条 委員長は、傍聴人の数を制限することができる。

第19条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項については、伊賀市議会傍聴規則（平成16年伊賀市議会規則第4号）の規定を準用する。

第21条中「教育長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。